

特集《任期付審査官》

任期付審査官から弁理士へ

～任期付審査官ってどのような人達なのだろう～

会員 山田 拓



要 約

審査着手を待っている出願を一掃するために、その一翼として採用された任期付審査官について、その名称を聞いたことはあってもどのような人が任期付審査官となっているのか知らない方もいると思う。そこで、本稿では任期付審査官について、その概要を紹介する。

はじめに、任期付審査官が任用された2004年頃の時代背景について説明し、次いで、特許庁に任用されている審査官について簡単に説明する。また、任期付審査官経験者約500名のうち、少なくない人数が弁理士になると想定されるが、特許庁において行われた任期付審査官の採用試験の紹介を通じて、任期付審査官が、どのようなバックグラウンドを有しているのかについて述べ、次いで、任期付審査官が、通常4年間であるところ2年間の審査官補を経験した後に審査官に昇任する点について説明する。最後に、どのようにして弁理士資格を得ていくのかについて紹介して、結語とする。

目次

1. はじめに
2. 任期付審査官が任用された時代背景
3. 特許庁の審査官
4. 任期付審査官とは
5. 任期付審査官の募集
6. 審査官補から審査官への任用
7. 任期付審査官から弁理士へ
8. 結語

1. はじめに

私ごとで恐縮であるが、弁理士になる前は、任期付審査官として、特許庁に2004年5月から2007年4月までの3年間奉職していた。

正式に任期付審査官制度が2004年に始まり、本稿の発行される2011年12月において早7年が経過したところである⁽¹⁾。今後、最大10年間の任期である任期付審査官の経験者が弁理士として、2014年以降大量に出現し得ることから、任期付審査官制度について紹介させていただく。

なお、当号では、任期付審査官の特集が組まれていて、本記事はその一連の記事であるところ、筆者の属する組織の見解を示すものではなく、単に筆者の一見解を示すものであることを初めに申し述べておきた

い。

2. 任期付審査官が任用された時代背景

産業財産権制度125周年を迎えるにあたり特許庁から発行された「産業財産権制度125周年記念誌～産業財産権制度この15年の歩み～」によれば、「2001年から特許出願における審査請求期間を3年に短縮したことにより、特に2004年頃から審査順番待ち件数が急増することとなったが、その主たる対策は、後述する任期付審査官の活用と、先行技術調査の民間外注であった。」とあり、「審査を迅速化するために、ペーパーレス化、民間能力の活用等様々な取組を進めているが、中でも審査官の増員は必要不可欠である。特許庁は、従前より審査官の継続的な増員を図ってきたが、審査請求期間の短縮の影響による審査請求件数の大幅な増加に対応するためには、更に強力な特許審査迅速化施策を実施する必要があった。そのため、通常審査官の増員に加えて、優れた専門知識を有する外部人材を、2004年度から2008年度の5年間で約500名、任期を限っての審査官として採用するといった任期付審査官制度を導入した。」とある。

すなわち、任期付審査官が任用された理由は、審査請求件数の大幅な増加に対応するためであったという

ことにある。

では、任期付審査官の任用が始まった2004年頃はどうのような時代背景であったかという点、特許庁は2003年7月8日付けで「特許戦略計画」を公表していた。

その前年の2002年7月には、当時の小泉総理大臣の開催する知的財産戦略会議において、知的創造サイクルの確立を通じて知的財産立国の実現に向けた政府の基本的な構想であり、いわゆるプロパテント政策のより一層の推進を目的とするものとして、「知的財産戦略大綱」が取りまとめられていた。

知的財産戦略大綱は、今更記載するまでもないが、知的財産立国の実現に向けて、知的創造サイクルのそれぞれの局面における知的財産の「創造」、「保護」、「活用」と、これらを支える「人的基盤の充実」の4つの分野において、戦略的対応を進めることを骨子としていた。そして、知的財産創造のインセンティブを確保するために、その適切な保護は不可欠であるとし、戦略的対応の一翼である「保護」戦略の一つとして、「迅速かつ的確な特許審査・審判」を求めるものであった。

当時のキャッチフレーズでもあり、私自身、後述する採用試験における面接において何度となく述べた、「迅速かつ的確な特許審査」実現のために、知的財産戦略大綱においては、「特許出願数の急増は全世界的な傾向であり、世界各国の特許庁においても審査体制の整備が進められているところであるが、審査期間の長期化により権利の成立や行使に影響が生じることが大きく懸念されている。特許等の審査においては、利用者のニーズを踏まえ、的確で安定した権利設定を行うとともに、その審査期間を国際的な水準とすることが是非とも必要である。そのため、最低限、国際的に見て遜色のない迅速かつ的確な審査の実施に向けた取組を推進することとし、2002年度中に2005年度までの計画を作成するとともに、より一層の効率化を図りつつ、審査体制の整備を含む総合的な対策を講ずることが焦眉の急である。さらに、各国での重複審査を避けるために審査共助を図るとともに、特許法や特許審査基準の国際的な調和を通じた相互承認に向けた取組を進め、究極的には世界特許システムを実現することが望ましい。このため、2002年中に、その実現に向けた第一歩として、日米特許庁の協力の下、日米両国に出

願された特許について、調査結果・審査結果の相互利用に関する検討を開始すべきである。」とされていた⁽²⁾。

そして、特許戦略計画は、知的財産戦略大綱において求められている目標の達成のために策定されたものであり、特許戦略計画における基本的方向について記載された部分をそのまま引用すれば、「一方、近年の特許出願件数の増加等に伴う審査請求件数の増加に加えて、審査請求期間の短縮による一時的な審査請求件数の増加が予想されます。その結果、審査着手を待っている出願（いわゆる滞貨）が急増し、これに比例して審査着手の待ち期間が長期化することが懸念され、必要な取組を行わなければ、その期間は2008年には40ヶ月に達し、2013年には60ヶ月を超えるおそれがあります。こうした状況を踏まえ、知的財産戦略大綱においては、まず、『2002年度中に審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される2005年度までの計画を策定する』こと、さらに、『2002年度以降、その実施等を通じて、審査の的確性を維持しつつ審査期間の長期化を防ぎ、短縮化に向けた取組を推進すること』が求められています。また、2006年度以降については、『世界最高レベルの迅速・的確な審査が行われることを目指し、更なる効率化を図りつつ、審査体制の整備に努めること』とされています⁽³⁾。」とある（下線は筆者が付した）。

1999年より審査請求制度の法改正により審査請求期間が7年から3年に短縮され、審査請求件数において、既存の審査官数では対処できない、いわゆるコブといわれる審査請求の増分が、図1のようなシミュレーション結果として特許庁より公表されていた。

このような状況下において、かかるコブの発生にも伴って生じる、審査着手を待っている出願の急増による審査待ち期間の長期化の解消のために任用されたのが、任期付審査官ということである。

なお、参考までに記すと、特許行政年次報告書2011年版において、図2のような審査順番待ち件数と審査順番待ち期間の推移をたどっていることが報告されている。

3. 特許庁の審査官

任期付審査官について説明する前に、特許庁に所属

審査請求件数の推移の予想
(特段の対策が講じられない場合)

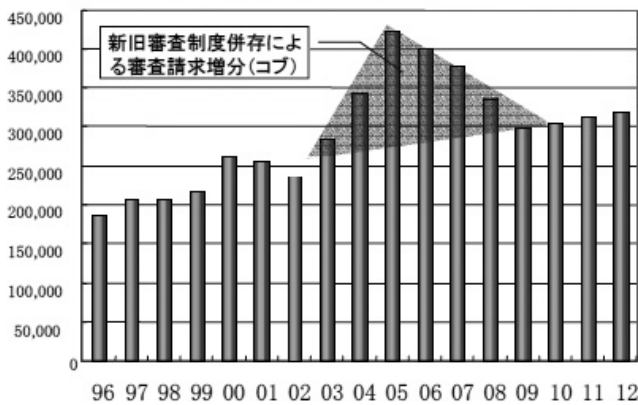
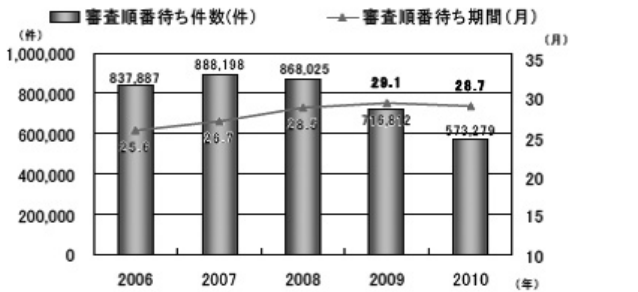


図1. 審査請求件数の推移の予想, 特許戦略計画(案)のポイントより引用

【審査順番待ち件数と審査順番待ち期間の推移】



(備考) ・審査順番待ち件数には審査請求料の納付締切制度における料金未納付のもの含まれていない。
・審査順番待ち件数は各年の年末における値に基づいている。

図2. 審査順番待ち件数と審査順番待ち期間の推移, 特許行政年次報告書 2011 年版より引用

する審査官について説明する。

特許庁は、図3のような組織となっており、出願の審査を行う審査官として、特許、意匠、商標の審査官が所属している⁽⁴⁾。そして、特許審査官は、主として、特許審査第一部から特許審査第四部のいずれかの審査室に所属し、各審査室の担当分野に関する特許出願の審査を行っている。審査室には、いわゆる課長格に相当する審査長が、各審査部における所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌している⁽⁵⁾。

特許審査第一部においては、農林畜水産物の採取及び加工、建設、原子力、測定、事務用品並びに日用品に関する発明、並びに下記他部に属さない発明、特許審査第二部においては、機械に関する発明、特許審査第三部においては、化学に関する発明、特許審査第四部においては、電気及び通信に関する発明の審査が行われている⁽⁶⁾。

なお、特許審査官は、国家公務員採用 I 種試験 (理工・農学系) に合格することにより採用され (以下、

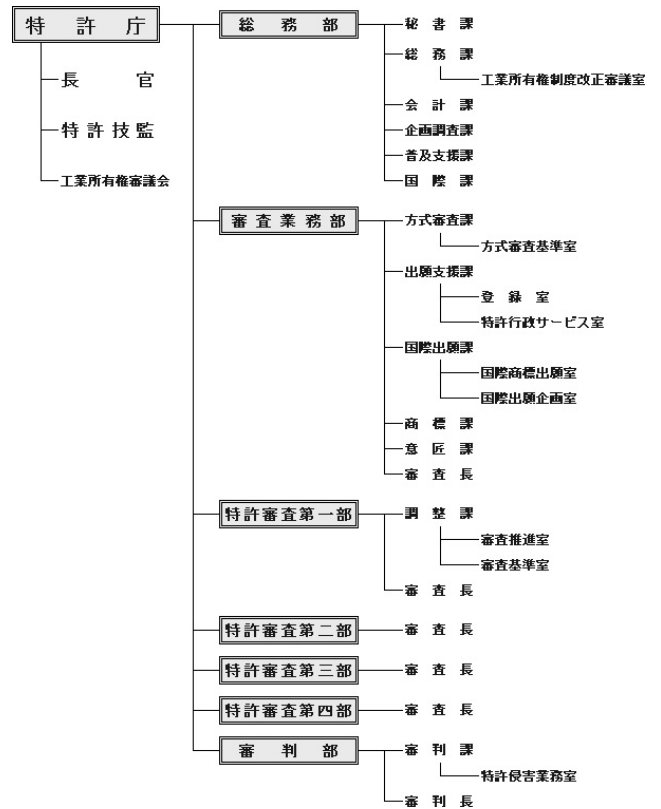


図3. 特許庁の組織図, 特許庁ホームページより引用

「通常採用」という場合がある), 意匠審査官は、国家公務員採用 I 種試験と同等の試験で、意匠学に関する知識、能力、技術を必要とする業務に従事する官職 (「一般職の職員の給与に関する法律」による専門行政職俸給表の職務の級 1 級に属する職員の占める審査官補の官職) への採用試験に合格することにより採用され、商標審査官は、国家公務員採用 II 種試験 (行政) に合格することにより採用される。

国家公務員採用 I 種試験 (理工・農学系) に合格し採用された後は、任期付審査官と異なる点であるが、3ヶ月間の研修の修了を経て、特許審査官補に任用され、その後、審査官になるための研修と、一定期間、通常、特許審査官補として 4 年間⁽⁷⁾の勤務を経て、特許審査官に昇任する。

4. 任期付審査官とは

ここまで任期付審査官として総称して記載してきたが、厳密に言えば、任期付審査官は、特許審査官補として特許庁の任期付職員に採用され、特許審査官補として 2 年間の実務経験を積み⁽⁸⁾、所定の研修を修了することにより特許庁審査官に任用されている (以下においても特に厳密に区別することなく、任期付審査官として記載する)。

かかる採用は、一般職の任期付職員の採用及び給与

【審査官数の推移】

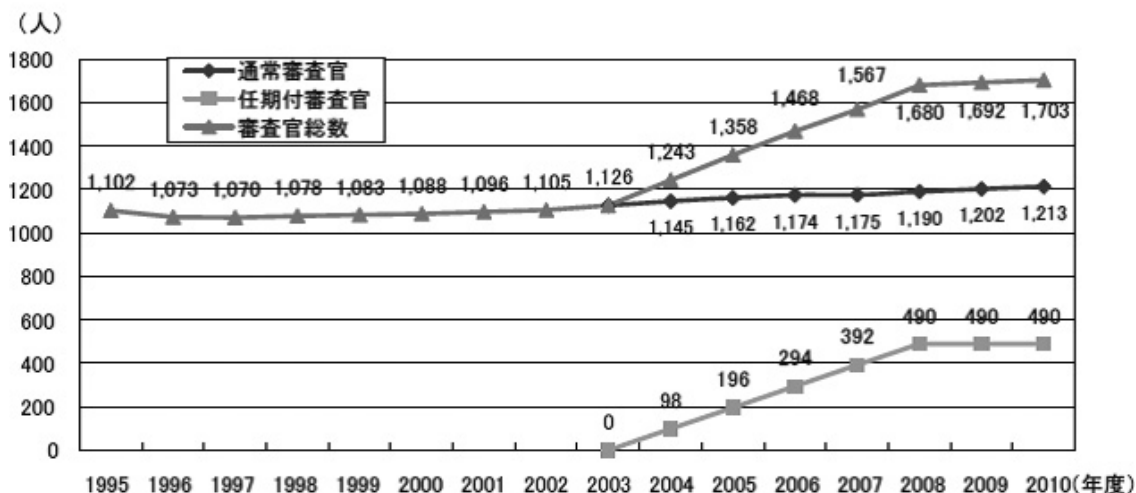


図4. 審査官の推移, 産業財産権制度 125 周年記念誌～産業財産権制度この 15 年の歩み～より引用

の特例に関する法律（任期付職員法）に基づく採用である。

任期付職員法に基づいて採用される職員の任期は、本来、5年を超えない範囲内とされているものの⁽⁹⁾、募集要項において、「任期付職員法により採用される任期付職員の任期は5年を超えないこととされていますが、専門性や適性等を踏まえ、任期終了後に、改めて任期付職員法に基づき採用されることはあります。」とされており、「その場合でも、通算した任期が10年を超えることは想定していません。」ともされていた。

したがって、任期付審査官とは、5年間の任期で、再採用を含め最大10年間の任期で特許審査官として採用された任期付職員である。

任期付審査官の数の推移であるが、「産業財産権制度 125 周年記念誌～産業財産権制度この 15 年の歩み～」によれば、図4のとおりである。すなわち、2003年から2008年にかけて審査官数が、554名増員されているが、そのうちの88%にあたる、490名を任期付審査官として特許庁は任用したことが見て取れる⁽¹⁰⁾。

任期付審査官として任用中は、任期付審査官にも、一般職の職員の給与に関する法律に基づく専門行政職俸給表が適用されるとされており、俸給面においては、通常採用の特許審査官（通常審査官）と同様の俸給表が適用されている⁽¹¹⁾。

5. 任期付審査官の募集

任期付審査官としてどういった人材を特許庁が求めていたかは、1期生の募集に相当する、平成16年度の

募集要項から伺い知ることができる⁽¹²⁾。

特許庁は、任期付審査官として、数十名程度について、各特許第一乃至第四の審査部に相当する、(1)物理・建築・土木・資源、(2)機械、(3)化学（ライフサイエンス、薬学を含む）、(4)電気・電子・情報処理の分野について募集を行った。そして、応募資格としては、「理工、生物等の技術系の学士号を有し、企業、大学・大学院、研究機関・施設、特許事務所等のいずれかにおける研究開発業務経験または知的財産業務経験を通算4年以上有する方」とされていた⁽¹³⁾。

そして、図5のように、一次試験から、二次試験へと、応募する側としてはタイトな試験日程にて選考が進められた。

7. 選考方法

(1) 一次試験

- ・多校選択式と論文式による筆記試験
- ・（弁理士（未登録の弁理士試験合格者を含む）は、多校選択式試験を免除）
- ・実施日 平成15年12月21日（日）

<多校選択式>

- ・大学卒業程度の知能・専門技術の知識についての筆記試験。2時間で実施。
- ・一般教養 大学卒業程度の知能についての筆記試験。数理解（数的理解、判断推理、資料解釈、空間把握）および文章理解から25題。
- ・専門技術 大学卒業程度の専門技術についての筆記試験。物理・土木・建築・資源、機械、化学（ライフサイエンス、薬学含む）、電気・電子・情報処理の4分野から1分野選択、25題。

<論文式>

- ・専門技術の知識に加え、論理構成力および起案能力についての筆記試験。3時間で実施。
- ・一般時事 複数題から1題選択。1200文字程度
- ・専門技術 技術用語解説（500文字程度を2題）、専門技術論文（1000文字程度を1題）について、複数題から選択。

- (2) 二次試験 一次試験合格者に対し、2段階の面接を実施
- 実施日 平成16年1月下旬（決まり次第掲載します。）

図5. 任期付職員の選考方法, 特許庁任期付職員（特許審査官補）の募集についてより引用

国家公務員採用I種試験は、平成23年度の試験情報となるが、図6のようであり、出題内容や難易度に

試験	試験種目	解答時間	配点比率	内容
第1次試験	教養試験(多肢選択式)	3時間	$\frac{2}{13}$	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験 出題数は55題、うち25題(時事③、文章理解④、判断・数的 推理(資料解釈を含む)⑤)は必須とし、残りの30題(自然⑥、 人文⑦、社会⑧)から20題を選択
	専門試験(多肢選択式)	3時間30分	$\frac{3}{13}$	各試験の区分に応じて必要な専門的知識、技術などの能力に ついての筆記試験(出題分野及び出題数は別表のとおり)
第2次試験	専門試験(記述式)	行政、法律、経済-4時間 その他の区分-3時間30分	$\frac{4}{13}$	
	総合試験(記述式)	2時間	$\frac{2}{13}$	総合的な判断力、思考力などの能力についての筆記試験 (情報として与えられた資料を分析した上で、要題設定や論理展開する論文試験)
	人物試験		$\frac{2}{13}$	人柄、対人的能力などについての個別面接

図6. 試験種目・試験の方法, 人事院ホームページより引用

軽重はあろうが、任期付審査官の採用試験として、国家公務員採用I種試験と形式的には同様の試験が行われていた⁽¹⁴⁾。

6. 審査官補から審査官への任用

筆記試験に合格し、2度の面接試験に合格した後⁽¹⁵⁾、通常採用の場合は、入庁後3ヶ月後に任用されるのであるが、任期付採用の場合には、特許庁に特許審査官補として、直接任用された。実際の任用者は、年齢も、多くは30代及び40代であったが、20代から50代とまちまちな上、そのバックグラウンドもまちまちであり、募集要項にもあるように、実際、企業、大学・大学院、研究機関・施設、特許事務所等での研究開発業務経験または知的財産業務経験を有する多士済々であった。筆者もであるが、事務所や企業知財部での経験がない者も多数おり、また、博士号取得者やポストク経験者も数多く含まれていた⁽¹⁶⁾。

5月に入庁した後は⁽¹⁷⁾、約1カ月間の任期付職員初任研修を受け、その後、8月末から11月上旬にかけて行われた前期研修、次いで、2年目の年度において1月中旬から2月にかけて行われた後期研修を受講し、前期研修及び後期研修⁽¹⁸⁾で必須試験に合格したり、レポートを提出したりすることにより審査官に任用される上で必要な研修課程を修了したこととなり、審査官に任用されることとなった⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾。

なお、任期付審査官としての具体的な業務内容等については、別稿に詳しいと思うので本稿では紹介を省略する。

7. 任期付審査官から弁理士へ

最後に、上述のように、特許庁に任期付審査官として採用され、特許庁で審査官として研鑽をつんだ任期付審査官が、どのようにして弁理士資格を有すること

になるのかについて述べる。

次のように、第1のルートとしての弁理士試験合格によるものと、第2のルートとしての弁理士資格を特許庁在籍中に取得するものがある。

(1) 第1のルート

弁理士になるためには、弁理士となる資格を有する者が、弁理士登録簿に所定の事項の登録を受ける必要がある⁽²¹⁾。弁理士が辿る最も多いルートであると思うが、第1に、弁理士試験に合格し実務修習を修了することにより、弁理士となる資格を有することになる⁽²²⁾。

したがって、特許庁入庁前に、あるいは、特許庁在籍中に、短答式試験、論文式試験及び口述試験に合格すれば、弁理士となる資格を有することになる。

元々、私のように弁理士試験の勉強をしていて、任期付審査官になった後も継続して勉強し、受験を継続していたりする任期付審査官もいるので、これまでも相当程度の合格者はいるものと思われる。また、弁理士資格を既に有した方で、任期付審査官として現在審査業務に従事されている方を数名存じてもいる。以上が第1のルートである。

なお、弁理士試験については、いわゆる選択科目について試験の免除制度が設けられているが、特許法等の工業所有権に関する法令などについても、任期付審査官の場合には、免除となる場合がある。

昨今の弁理士試験の改革により、短答式試験や論文式試験に一旦合格すればその後の一定期間の免除制度も設けられているところであるが、その改革以前より、特許庁において審判又は審査の事務に従事した期間が通算して5年以上になる者については、工業所有権に関する法令及び条約について行う試験について免

除制度が設けられていた⁽²³⁾。

この制度を利用して、通常審査官でも毎年、数名の方が弁理士試験に合格されている⁽²⁴⁾。

すなわち、任期付審査官においても、特許庁に入庁し、5年を経過することにより、短答式試験の著作権法及び不正競争防止法以外の試験については、免除となるわけである。

したがって、任期付審査官として、5年間特許庁に在籍して、免除資格を取り、短答式試験のうち、著作権法及び不正競争防止法に関して受験し、その合格によったり、入庁して3年経過後5年間在籍する前に、特許法等も含む一般の短答式試験に合格し、5年間特許庁に在籍したことによる工業所有権法の免除と併せることで（この場合、論文式試験と口述試験が免除となることにより）、弁理士試験に合格するというような道があることとなる。

(2) 第2のルート

弁理士法第7条においては、弁理士となる資格を有する者や、特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して7年以上になる者についても、実務修習を修了することにより弁理士となる資格を有すると規定されている。

そして、任期付審査官については、特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して7年以上になる者に該当することにより、弁理士となる資格を有することになる場合がある。

任期付審査官については、上述のように、最大10年間在籍すると、通常、2年間の審査官補、8年間の審査官を経験することになる。

したがって、審査官として7年、すなわち、任期付審査官として入庁して9年経過したところで、弁理士試験に合格せずとも弁理士となる道が開けることとなる。

8. 結語

今のところ、任期付審査官を経験した上で、弁理士になっている者は、統計があるわけではないので、正確なところは分からないが、20～30数名程度ではないかと思われる⁽²⁵⁾。

現在も、特許庁に在籍している任期付審査官の全てが弁理士になるとは限らないが、弁理士予備軍とも言

える任期付審査官が、400名以上は、現在特許庁に在籍しており、2014年以降5年という短い期間の中で毎年100名に近い人数の弁理士が誕生する可能性があるということと共に、任期付審査官ってどのような人達なのかについて、少しでも理解を深めていただければ幸甚である。

なお、本稿の執筆において、編集委員の諸先生方には多大なご尽力をいただくと共に、別稿の座談会に出席された先生方には情報提供等厚いご協力をいただき記憶を甦らせていただいたので、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

注

- (1)2004年度の任用分から一般に公募されたが、2003年には、3名の弁理士が任期付審査官に任用されていた。特許庁の審査・審判官等の技術系職員からなる正会員及びOBの特別会員で構成されている団体である特許庁技術懇話会（略称「特技懇」）の発行する「特技懇」第233号の「任期付審査官座談会」において、当時の様子を伺い知ることができる。なお、この3名の方々を任期付審査官の中では「0期生」と呼んでいたりもする。また、筆者と同期にあたり、2004年度に任用された「1期生」の任期付審査官の座談会が同誌第245号に「～任期付審査官座談会～知財立国を支える新しい力」として掲載されている。両座談会は、任期付審査官を知る上で、参考になる。特技懇誌は、特技懇のホームページである<http://www.tokugikon.jp/>において、全てではないがバックナンバーを含めて公開されている。
- (2)任期付審査官は、特許出願の審査を行うために10年を限度として審査官として任用されているものであり、審判官に登用されることは予定されていないので、審査に関する記載のみを引用している。
- (3)その後、「経済成長戦略大綱」（2006年7月6日財政・経済一体改革会議決定）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本指針」（2006年7月7日閣議決定）において、「2013年の審査順番待ち期間11ヶ月」という世界最高水準の特許審査の実現という中期目標が掲げられている。
- (4)実用新案に関して専任の審査官が採用されているのではなく、特許の審査官が、担当分野に関する実用新案技術評価書の作成も行っている。
- (5)例えば、審査第三部では、審査室が10室あり、経済産業省組織規則に規定されるように、7人の審査長と3人

の審査監理官が配属されている。そして、その下に、室長と呼ばれる上席総括審査官と、主任と呼ばれる主任上席審査官とがそれぞれ配属されている。審査長（審査監理官）、室長、及び主任が、いわゆる管理職と呼ばれる立場にある。

- (6) 経済産業省組織令第 138 条乃至第 141 条
- (7) 筆者の在籍していた時には、通常採用の場合、修士課程修了者が審査官になるためには、通常、4 年間特許庁において審査の事務に従事することが必要であった。現在は、修士課程修了者は、3 年間特許庁において審査の事務に従事することにより審査官に昇任し、博士課程修了者などの場合には、この期間はさらに短縮される（特許法施行令第 12 条）。
- (8) 通常採用であっても、任期付としての採用であっても、特許審査官補である間は同様に、審査官を補佐し、OJT（On-the-Job Training）という形式で、特許出願の審査等の業務に従事している。
- (9) 任期付職員法第 4 条第 1 項
- (10) 実際には、2009 年度にも、若干名の任期付審査官が任用されたので、6 年間に亘って民間から人材が登用されている。
- (11) 福利厚生についても少し記せば、筆者は、入庁後しばらくの間、独身寮に入寮し、その後、公務員住宅に入居したが、官舎への入居などの待遇面についても、年齢が考慮されないのは若干苦しかったものの、入庁年次に応じて通常採用者と同様の待遇にあった。前職の企業に在籍中の 1DK の部屋から独身寮の 4 畳半に移ったため、荷物が多すぎて蒲団すら満足に引けない状態での生活は良い経験であった。当然のことながら、風呂・トイレは共同であった。なお、希望者は、いわゆるワンルームタイプの独身寮に入寮できる。この点については、経済産業省ホームページに、独身寮を例にとれば、現在、経済産業省では各室 4.5 畳、バス・トイレ・キッチン共同の目黒、玉川台、田無、萩山、川口の各独身寮及びワンルームタイプ（バス・トイレ・キッチン各室設置）の上北沢、東村山、千歳船橋の各独身寮がありますと紹介されている通りである。
- (12) 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会第 3 回特許戦略計画関連問題ワーキンググループ 参考資料 3 特許庁任期付職員（特許審査官補）の募集について
- (13) 筆者が、任期付審査官の募集があることを知ったのは、弁理士試験のための某予備校であった。当時、弁理

士試験の勉強のために通っていた予備校で、任期付審査官募集の告知のビラが配布され、家に戻って早速、特許庁ホームページを確認し、説明会に参加する予定を組んだと記憶している。

- (14) 筆者は、試験準備として、人生初の就職活動といえるような状況だったため、勝手も分からないまま、SPI 試験の勉強等を行ったり、面接のマニュアル本を読み漁ったりした。
- (15) 最終合格までの間に、所属が予定されると考えられる審査室において、特許審査業務を知るための業務説明が個別に行われ、人物評定もされていた。業務説明に参加しなくても合格している者もいたが、多くの合格者が業務説明に参加していた。
- (16) 筆者の属した特許審査第三部では、1 期生の 26 名中半数が博士号取得者であったと記憶している。中でも、医療と生命工学の審査室については特にその比率が高かった。
- (17) 通常審査官は、4 月に入庁するが、2004 年度と 2005 年度に任用された任期付審査官については、5 月入庁であった。
- (18) 後期研修においては、審判合議体における合議を聴講するといった合議聴講研修もあり、また、初任研修、前記研修、後期研修以外にも多くの研修を受講することで、審査官となる上で必要な素養を習得していった。
- (19) 「特技懇」第 247 号の「特許庁審査部における研修～特許審査官、審査官補を対象として実施される研修を中心として～」に詳しい。
- (20) 通常審査官と任期付審査官の対比という意味で、「特技懇」第 257 号の「今、求められる審査官～平成 21 年度意見交換実施事業～」が参考になる。
- (21) 弁理士法第 17 条
- (22) 弁理士法第 7 条
- (23) 弁理士法第 11 条
- (24) 過去の弁理士試験の最終合格者種別内訳等において、工業所有権法免除者として区分されている方が該当する。平成 22 年度の弁理士試験より急増しているのは、任期付審査官の 1 期生が、2004 年（平成 16 年）5 月入庁であるため、平成 21 年度の弁理士試験においては、未だ免除資格を有していなかったため、次年度の試験から免除資格を得たことによる。
- (25) 「特技懇」第 254 号の「特集 (2) 活躍する特許庁 OB」に任期付審査官出身者も数名寄稿している。
- （原稿受領 2011. 11. 9）